第七十三条を次のように改める。

第七十三条　削除

第七十五条第一項第二号中「若しくは第二項」の下に「、第四十三条の三の五第一項、第四十三条の三の八第一項、第四十三条の三の二十五第一項」を加え、同項第三号中「第四十三条の三の二第三項」の下に「、第四十三条の三の三十二第三項」を、「第四十三条の三の三第四項」を、「第四十三条の三の三十三第四項」を、「第四十三条の三の三第二項」の下に「、第四十三条の三の九第一項若しくは第二項、第四十三条の三の三十一第四項、第四十三条の三の三十二第二項、第四十三条の三の三十三第二項」を加え、同項第四号中「第二十九条第一項」の下に「、第四十三条の三の十一第一項、第四十三条の三の十二第一項若しくは第四項、第四十三条の三の十五第一項」を加え、同項第七号を同項第九号とし、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号中「第四十三条の三の二第三項」の下に「、第四十三条の三の三十二第三項」を、「第四十三条の三の三第四項」の下に「、第四十三条の三の三十三第四項」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　第四十三条の三の二十九第一項の型式証明又は第四十三条の三の三十第一項の指定を受けようとする者

第七十五条第一項第四号の次に次の一号を加える。

五　第四十三条の三の十三第三項又は第四十三条の三の十六第四項の審査を受けようとする者

第七十七条第四号、第五号及び第六号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条中第六号の二を第六号の五とし、第六号の次に次の三号を加える。

六の二　第四十三条の三の五第一項の許可を受けないで発電用原子炉を設置した者

六の三　第四十三条の三の二十第二項の規定による発電用原子炉の運転の停止の命令に違反した者

六の四　第四十三条の三の二十五第一項の許可を受けないで発電用原子炉又は発電用原子炉を含む一体としての施設を譲り受けた者

第七十八条第一号の二中「第三十六条第二項」の下に「、第四十三条の三の二十三第二項」を加え、同条第二号中「第三十七条第一項」の下に「、第四十三条の三の二十四第一項」を加え、同条第三号中「第三十七条第三項」の下に「、第四十三条の三の二十四第三項」を加え、同条第四号中「第三十七条第六項」の下に「、第四十三条の三の二十四第六項」を加え、同条第四十三条の二第一項」の下に「、第四十三条の三の二十七第一項」を加え、同条第四号の三及び第四号の四中「第四十三条の二第二項」の下に「、第四十三条の三の二十七第二項」を加え、同条第五号中「第四十三条の三第一項」の下に「、第四十三条の三の二十八第一項」を加え、同条第五号の三中「第四十三条の三の二第二項」の下に「、第四十三条の三の三十二第二項」を加え、同条第五号の四中「第四十三条の三の二第三項」の下に「、第四十三条の三の三十二第三項」を加え、同条第五号の五中「第四十三条の三の三第二項」の下に「、第四十三条の三の三十三第二項」を加え、同条第五号の六中「第四十三条の三の三第三項」の下に「、第四十三条の三の三十三第三項」を加え、同条第五号の七中「第四十三条の三の三第四項」の下に「、第四十三条の三の三十三第四項」を加え、同条第八号中「第二十九条第一項」の下に「、第四十三条の三の二十三第一項」を加え、同条第八号の二中「第三十六条第一項」の下に「、第四十三条の三の二十三第一項」を加え、同条第十二号中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設」に改め、同条第十三号の二中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同号の次に次の七号を加える。

十三の三　第四十三条の三の八第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第四十三条の三の五第二項第二号から第五号まで又は第八号から第十号までに掲げる事項を変更した者

十三の四　第四十三条の三の十一第一項の規定に違反して発電用原子炉施設を使用した者

十三の五　第四十三条の三の十二第一項又は第四項の規定に違反して燃料体を使用した者

十三の六　第四十三条の三の十三第一項又は第四十三条の三の十六第一項若しくは第三項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、若しくは記録を保存せず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

十三の七　第四十三条の三の十三第三項又は第四十三条の三の十六第四項の規定による審査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十三の八　第四十三条の三の二十六第一項の規定に違反した者

十三の九　第四十三条の三の三十二第一項の規定に違反して発電用原子炉を廃止した者

第七十九条第一号中「第三十四条」の下に「、第四十三条の三の二十一」を加える。

第八十条第八号中「第六十八条第十九項」を「第六十八条第二十項」に改め、同条第十号中「第四項又は第五項」を「第三項、第五項又は第六項」に改め、同条第十一号中「第四項まで又は第十二項」を「第五項まで又は第十三項」に改め、同条第十二号中「第六十八条第十三項」を「第六十八条第十四項」に改める。

第八十条の四第一号中「第六十七条第三項」を「第六十七条第四項」に改め、同条第二号中「第六十八条第五項」を「第六十八条第六項」に改める。

第八十一条第二号中「第十四号」を「第十三号の三から第十三号の七まで、第十四号」に改める。

第八十二条第二号中「第四十三条の三第二項」の下に「、第四十三条の三の二十八第二項」を加え、同条第五号中「第三十条」の下に「、第四十三条の三の十七」を加え、同条第六号中「第四十条第二項」の下に「（第四十三条の三の二十六第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第八十三条中「第三十二条第二項」の下に「、第四十三条の三の八第三項、第四十三条の三の十九第二項」を加える。

第八十五条第一項第一号中「及び第四項」を「及び第五項」に、「及び第三項」を「及び第四項」に改める。

第十八条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第四十三条の三の三十三」を「第四十三条の三の三十四」に改める。

第四条第二号中「もの」の下に「として原子力規制委員会規則で定める基準に適合するもの」を加える。

第八条の見出しを「（合併及び分割）」に改め、同条第一項中「除く。）」の下に「又は分割の場合（当該許可に係る製錬の事業の全部を承継させる場合に限る。）」を、「当該合併」の下に「又は分割」を加え、「法人又は」を「法人若しくは」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により製錬の事業の全部を承継した法人」を加える。

第十三条第二項に次の二号を加える。

五　加工施設における放射線の管理に関する事項

六　加工施設において核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。以下同じ。）になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

第十四条第一号中「その」を「重大事故（核燃料物質が臨界状態になることその他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第二十一条の二第一項及び第二十二条の七の二第二項第二号において同じ。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の加工の」に改め、「及び経理的基礎」を削り、同条第二号中「もの」の下に「として原子力規制委員会規則で定める基準に適合するもの」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること。